

消防用設備等（法 17 条）

	基準	根拠法令	補足事項
消火器	延べ面積 150 m ² 以上 (地階・無窓階・3 階以上の階 50 m ² 以上)	令 10 条	無窓階とは、建築物の地上階のうち、避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階。(規則第 5 条の 2)
屋内消火栓設備	延べ面積 700 m ² 以上 (地階・無窓階・4 階以上の階 150 m ² 以上)	令 11 条	
スプリンクラー設備	ラック式倉庫 天井高さ 10m を超え、延べ面積 700 m ² 以上	令 12 条	ラック式倉庫とは、棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫。
	11 階以上の階		
屋外消火栓設備	1 階・2 階の床面積の合計 3,000 m ²	令 19 条	
自動火災報知設備	延べ面積 500 m ² 以上 (地階・無窓階・3 階以上の階 300 m ² 以上)	令 21 条	
	11 階以上の階		
消防機関へ通報する報知設備 (火災通報装置)	延べ面積 1,000 m ² 以上	令 23 条	消防機関に常時通報可能な電話の設置等の要件を満たせば不要。
誘導標識(誘導灯)	全て(地階・無窓階・11 階以上の階は誘導灯)	令 26 条	
消防用水	敷地面積 20,000 m ² 以上で 1 階・2 階の床面積の合計 5,000 m ² (耐火建築物 15,000 m ² 準耐火建築物 10,000 m ² 以上)	令 27 条	同一敷地内に 2 棟以上ある時は、1 階 3m 以下、2 階 5m 以下の近接対象物は 1 棟とみなす。
	高さ 31m を超える建築物で、延べ面積 25,000 m ² 以上		
連結散水設備	地階の床面積の合計が 700 m ² 以上のもの	令 28 条の 2	
総合操作盤	延べ面積 50,000 m ² 以上	規則 12 条	
	地階を除く階数が 15 以上で、延べ面積 30,000 m ² 以上		

(参考)

建築基準法施行令第 112 条に基づき 1,500 m²以内ごとに準耐火構造の壁等による防火区画が必要。(スプリンクラー設備が設置されている場合は 3,000 m²以内ごと)

また、上記区画の開口部には防火シャッター、防火扉等の特定防火設備を設置。

ラック式倉庫について

1. ラック式倉庫の定義

法令で以下のように定義されている。

[棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。]
(消防法施行令第12条第1項第4号)



ビル式ラック式倉庫の内観



ビル式ラック式倉庫の外観

2. ラック式倉庫におけるSP設置基準

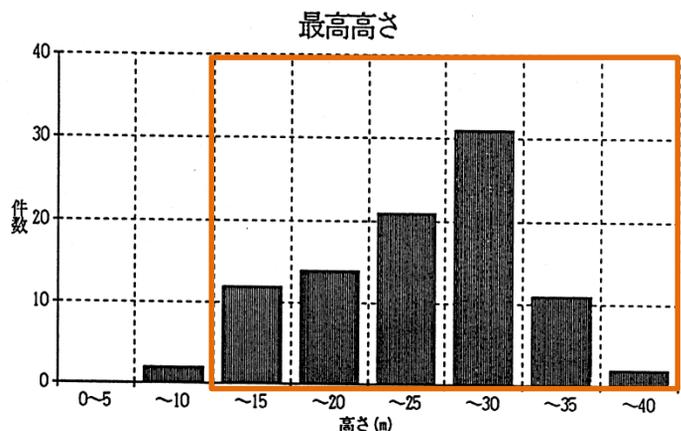
高さが10メートルを超え、かつ、延べ面積が700平方メートル以上のもの
消防法施行令の一部を改正する政令（昭和47年1月政令5号）により追加

ラック式倉庫は、床を設けずラック等を当該防火対象物全体に多層的に天井付近まで設け、物品を集積・搬送するものであるため、万一火災が発生した場合には、煙突効果により燃焼速度が非常に速いこと、天井が高くなると屋内消火栓設備では消火できないこと、空間が少なく消防活動が困難であること等の火災危険性を有する。

(施行令逐条解説より引用)

また、屋内消火栓設備の送水圧力で鉛直方向に送水可能な高さは概ね10mであり、高さが10mを超えると、当該高さより高い部分への放水が困難となると推察される。

なお、平成7年において、ラック式倉庫の最高高さ別の割合を調査した結果は右図の通りであり、最高高さ10m以上のものがほとんどである。(98%)



0～5m：0件	～25m：21件
～10m：2件	～30m：31件
～15m：12件	～35m：11件
～20m：14件	～40m：2件
	計：93件

倉庫(14項)に係る主な消防法令上の規制について

防火管理（法8条）

	基準	根拠法令
防火管理者の選任	収容人員 50人以上	令1条の2
消防計画の作成・届出	収容人員 50人以上	令3条の2
訓練の実施	収容人員 50人以上	令3条の2